

平成23年度ドーピング防止研修会

平成23年12月に日本アンチドーピング機構の平成23年度加盟団体連絡会議兼ドーピング防止研修会が開催されました。その要約を下記報告いたします。

1. 禁止表国際基準の改定について

2012年度禁止表国際基準が2012年1月1日より発効される。

2012禁止表国際基準についてはJADAのホームページに掲載されており、平成24年1月27日よりモバイルサイトでも日本語版の禁止表を確認することができる。

禁止表とは、世界ドーピング防止規程において基盤となるものであり、調和を可能とする重要な構成要素です。禁止表は世界ドーピング防止機構によって実施される諮問過程を経て毎年更新されます。

2012年禁止表は2012年1月1日から2012年12月31日まで有効です。

主要な変更点は

喘息治療薬について、吸入ステロイド単体は禁止されない。

但し、最新のLABAインダカテロール吸入製剤（オンブレス）は使用できない。

等、同禁止表の末尾に記載されている。

2. TUEについて

TUE事前申請対象者の明確化

平成24年4月1日以降に実施されるドーピング検査を対象として、TUEの申請を事前に行う必要のある対象競技者の範囲を公表する。当該対象者以外の競技者は、ドーピング検査後に違反が疑われる分析報告の通知を受けた場合に遡及的TUE申請が可能になる。

TUE事前申請対象者の範囲は

【個人の立場からTUE事前申請が必要となる対象者】

- ・ JADA検査対象登録リストの競技者
- ・ 国際競技連盟が主催または指定する大会に出場する競技者
- ・ WADA又は国際競技連盟が立案実施する競技会がい検査の対象となりうる競技者

【競技会の区分によりTUE事前申請が必要となる対象者】

A：競技種目

- ・ 夏季および冬季オリンピック競技種目
- ・ 夏季および冬季パラリンピック競技種目
- ・ 国民体育大会正式競技
- ・ JOCが派遣する国際総合競技大会対象種目

B：競技大会

- ・ 年齢等のカテゴリー制限のない日本選手権および同レベルの全国大会
- ・ 各競技種目における国内最高峰のリーグ戦
- ・ その他競技団体とJADAが調整の上指定する競技大会
- ・ JOCが派遣する国際総合競技大会
- ・ 日本パラリンピック委員会が派遣する国際総合競技大会
- ・ 国民体育大会(本大会・冬季大会) ※都道府県大会およびブロック大会は除く

◎ 遡及的TUE申請：分析機関より違反が疑われる分析報告がJADAへ報告され、JADAから競技者へ通知分が送付された場合、競技者のカテゴリーに応じて、以下のいずれかの対応がとられることとなります。なお、以下のいずれのカテゴリーの競技者においても、原則として遡及的TUEの付与がないと確定した時点で暫定的資格停止が課されます。

● TUE事前申請対象者

JADAが競技者へTUE国際基準4.3条の範囲における遡及的TUE申請が認められる事情があるかの確認をします。

● TUE事前申請対象者以外の競技者

JADAは競技者へ遡及的TUE申請ができることを通知し、競技者に遡及的TUE申請を行う希望があるかを確認します。

なお、遡及的TUE申請が行われたすべての案件に対しTUEが付与されるわけではありません。また、TUE事前申請が必要とされない競技大会においてもドーピング検査は実施されますのでご注意ください。ドーピング検査を実施する競技会の範囲は公表しておりません。

3. JADAの活動より

◎ ドーピング検査室の設置について

ドーピング検査の実施を予定している大会では、ドーピング検査室、執務室の設置を視野に入れ会場を選定する。

◎ 競技会内検査について

ドーピングコントロールが行われる競技会では、参加選手全員が検査の対象となります。競技会後の帰宅については時間に十分な余裕を持ち、チケットなどは変更可能なものを用意することが望ましい。

◎ 利益相反の問題

ドーピング検査は、JADAにより中立的な立場で行われるべきであり、NF所属の委員が当該団体の検査でDCOとして活動することは利益相反となる。

競技会において競技役員が当該競技会のDCOを兼務することはできません。

◎ NF Repの派遣

NF RepはNFが任命し、派遣するNFの代表者で、ドーピング検査当日、ドーピング検査員と他部署（記録、競技運営、表彰、メディア等の担当者）との間を調整し、通告等がスムーズに行えるようDCOをサポートする。また、ドーピング検査室内では、ドーピング検査において競技者の権利が守られているか等を確認する。

◎ 競技会外検査での居場所情報提出義務

居場所情報提出方法は、

【宿泊場所、練習、競技会情報の提供】

【60分/日の特定（6：00～23：00の間で特定）】

【60分枠内で通告できなければ検査終了】

【四半期ごとに提供（四半期一括送信）】

変更が生じたときには、すぐに更新が必要

※居場所情報未提出や検査未了は、居場所情報義務違反となり18ヶ月間に3回の違反するとドーピング防止規則違反となる

4. 公認スポーツファーマシスト制度について

我が国のドーピング防止規則違反は、いわゆる【うっかりドーピング】がほとんどで、適切な情報提供と教育啓発活動を必要としています。

そのため、使用可能薬について、適切な情報提供ができるよう、最新のドーピング防止規則に関する正確な情報・知識を持ち、ドーピングを防止するために選手をサポートする、公認スポーツファーマシストを認定しています。

スポーツファーマシストの在籍している薬局・薬店には【公認スポーツファーマシスト在籍】のステッカーが表示されています。

以上